公 示 日:2024年9月4日(水)

調達管理番号: 24a00615

担 当 部 署:経済開発部農業・農村開発第2グループ第4チーム

調 達 件 名:エチオピア国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェ

ーズ2 (ジェンダー主流化) およびモザンビーク国市場志向型都

市近郊園芸栽培推進プロジェクト(ジェンダー主流化)

適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引 としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目 不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : ジェンダー主流化

(2) 格付:3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2024年10月中旬から2026年1月下旬

(2) 業務人月:5.0

(3) 業務日数:

エチオピア第一次:準備業務4日、現地業務30日、整理業務3日

モザンビーク:準備業務 4日、現地業務 51日、整理業務6日

エチオピア第二次:準備業務3日、現地業務30日、整理業務4日

全体整理業務2日

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につき

ましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の8%を限度とする。

(5) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。なお、中間成果品として7.業務の内容(2)⑨に記載の第1次現地業務結果報告書を設定する予定です。

1) 2024年度(2025年2月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (4) 提 出 方 法:電子データのみ
- 専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◆ 評価結果の通知: 2024 年 9 月 30 日 (月) までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2) 業務従事者の経験能力等:	
①類似業務の経験	40 点

 ②対象国・地域での業務経験
 8 点

 ③語学力
 16 点

 ②表の他学位、姿格等
 16 点

④ その他学位、資格等16 点

(計100点)

類似業務経験の分野	農村でのジェンダー主流化に係る各種調査および 業務
対象国及び類似地域	エチオピア・モザンビーク及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:特になし

必要予防接種:

【エチオピア】黄熱に感染する危険のある国から来る渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

【モザンビーク】黄熱に感染する危険のある国から来る渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した渡航者も黄熱予防接種証明書が要求されています。

6. 業務の背景

【エチオピア】

エチオピア連邦民主共和国(以下、「エチオピア」という。)は、人口の 79.2% (2018年)が農村部に暮らし、エチオピアの雇用の約 67% (2019年)を農業が生み出している。農業の GDP に占める割合は約 38% (2021年)であるものの、農業は毎年 7%弱の堅調な成長を遂げており、エチオピアの経済を牽引する最も重要なセクターとされている。

2021年に国会承認されたエチオピアの長期経済計画である 10 カ年開発計画 (2021~2030年)では、2030年までの開発方針として「生産性と競争力の強化」を打ち出し、農業セクターにおいては農家の生計向上、付加価値のある農産物の輸出、農村での雇用機会の創出等に取り組むとしている。その中で、重点分野の1つとして園芸作物振興が定められており、特に灌漑栽培や都市近郊農業の振興によって園芸作物の生産拡大を目指すとしている。さらに、2017年に策定された国家農業普及戦略及び国家園芸開発マーケティング戦略でも、農業の競争力強化のため園芸作物振興に取り組むとしている。

しかし、国家農業普及戦略では、市場志向型農業振興の方針・方策として掲げられている一方、具体的な普及手法は明確になっておらず、職員の技術力不足や市場 志向型農業に対する理解不足といった課題のため、農業普及の現場では市場ニーズ をとらえた栽培指導が行われない状況が続いていた。

このような状況下、同国政府は、ケニアの JICA 技術協力プロジェクトで開発された市場志向型農業振興の普及手法である「Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion (SHEP) アプローチ」をエチオピアで実践すべく、技術協力プロジェクト「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」(2017~2023年) (以下、「Ethio-SHEP フェーズ1」という。)を要請、市場志向の農業普及強化に取り組んだ。フェーズ1では、アムハラ州、オロミア州の2州を対象とし、小規模園芸農家の栽培技術、販売力、経営力を強化することにより、対象農家の園芸作物販売収益が平均で2倍以上向上した。また、同国政府の園芸普及文書へSHEP アプロ

ーチの考え方が反映され、上記 2 州ではカウンターパート(以下、「C/P」という。)の自助努力によりプロジェクト対象地域以外でも SHEP アプローチを取り入れた活動が行われるようになっている。この成功を受け、同国政府は、より広範囲での持続可能な政府園芸普及システムへの改善及び他開発パートナー等への SHEP アプローチの波及を目指し、「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ 2」(以下、「Ethio-SHEP フェーズ 2」という。)の実施を要請し、2023 年 8 月より開始されている。

なお、「エチオ SHEP パッケージ」(エチオピア版 SHEP アプローチの活動群)には、SHEP アプローチが推奨する標準的な活動すべてを行う「標準パッケージ」と、実施機関の予算・人員面が十分でない中でも実施できる「簡易パッケージ」の 2 つがある。フェーズ 1 で、アムハラ州及びオロミア州において標準パッケージが導入され一定の成果が出たことから、これら 2 州においては、今後、簡易パッケージを中心に面的な展開を図り、新たに対象となるシダマ州、中部エチオピア州及び南部エチオピア州については、まずは「標準パッケージ」を導入し、徐々に「簡易パッケージ」への転換を進めることとしている。

本業務従事者はジェンダー主流化専門家として、2024 年 3 月に実施済みのジェンダー研修対象地域でのモニタリング、2024 年 12 月および 2025 年 12 月に実施予定のジェンダー啓発研修(ToT)実施支援を担当する。

【モザンビーク】

モザンビーク共和国(以下、「モザンビーク」という。)の農業部門は国内総生産 (GDP) の約28% (2021年) を占める重要なセクターである。

近年、モザンビーク政府は園芸振興を進めており、農業生産性や競争力向上、農産物市場の活性化等を目標に掲げ、目標達成のための優先計画の一つとして、小規模農家を持続可能で競争力を有するバリューチェーンに結びつけていくとしている。

一方で、モザンビークで農業普及員による指導を受けている中小規模農家の割合は 7%程度に過ぎず、農家は農業技術に関する知識や情報不足に起因する低収量、低品質等の課題を抱えている。販売面でも市場価格に関する情報を得ている農家は4割程度とみられ、多くの農家は適正価格での販売ができていない。

上記背景から、農家による市場を意識した生産を促進し、対象小規模農家の所得向上、並びに都市部の農産物、特に野菜の需要に対応できるようになることを目指すため、マプト首都圏のマプト市役所、マトラ市役所、ボアネ町役場を実施機関とした「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト」(以下、「MOZ-SHEP」という。)が 2024 年 6 月から開始された。本業務従事者はジェンダー主流化専門家として、

SHEP のジェンダー啓発研修の立ち上げに係る各種情報収集及び調査、教材作成、ファシリテーター育成等を担当する。

7. 業務の内容

【エチオピア】

本業務従事者は、Ethio-SHEP フェーズ 2 におけるジェンダー分野の活動方針に基づき、プロジェクト専門家及び C/P と協力して、以下、Ethio-SHEP フェーズ 2 のジェンダー主流化に係る業務を支援する。

- ① 2024 年 3 月に実施されたジェンダー啓発研修を受けた、第 1 バッチ対象地域でのジェンダー主流化活動のモニタリング調査の実施。
- ② 2024 年 12 月および 2025 年 12 月に予定している第 2・第 3 バッチ対象地域 向けのジェンダー啓発研修(ToT)の実施支援。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 第一次準備業務(2024年10月中旬~2024年11月中旬)
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、エチオピア政府作成の関連報告書、 学術論文等を参照し、エチオピア農村開発分野のジェンダー主流化の現状 と課題を把握する。
 - ② また、これまで Ethio-SHEP フェーズ 1 において実施してきたジェンダー分野のプログラムに関する活動の概要を把握・分析し、課題を抽出する。 Ethio-SHEP フェーズ 2 におけるジェンダー研修内容並びに教材について確認する。
 - ③ 第一次現地業務のワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA経済開発部による確認の後、電子データで提出する。併せて、JICAエチオピア事務所、C/P機関にも電子データを送付する。
- (2) 第一次現地業務(2024年11月中旬~2024年12月中旬)
 - ① JICA エチオピア事務所へ Work Plan の説明を行う。
 - ② Work Plan に基づきプロジェクト専門家並びに C/P と現地業務期間中の業 務内容について確認する。
 - ③ エチオピア農業省内ジェンダー担当部署に農業省のジェンダー主流化に係る方針並びにジェンダー研修の状況を把握する。
 - ④ プロジェクトが「エチオ SHEP パッケージ」に基づく研修を実施している対

- 象州 (3 州のうち最低 1 州) 農業局を訪問し、聞き取りと資料収集に基づき同州におけるジェンダー主流化 (研修) についての状況を把握する。
- ⑤ 当該州における第 1 バッチ対象農家グループを訪問し、農家に対して聞き取り調査を行い、ジェンダー主流化の現状と課題を把握する。
- ⑥ 上記③~⑤の調査結果に基づき、より効果的なジェンダー啓発研修内容案 (教材を含む)を作成し、農業省内ジェンダー担当部署と協議、内容の確 認を行う。
- ⑦ ⑥で作成した研修内容案に基づき、2024 年 12 月第 2 週に予定されている 第 2 バッチを対象にしたジェンダー啓発研修(ToT)実施へ向けた準備、実 施の支援を行う。
- ⑧ ⑦の研修結果をもとに、研修カリキュラム、教材、並びに実施体制について改善点を分析するとともに、必要に応じて改定案を第一次現地業務結果報告書に盛り込む。
- ⑨ 現地業務の結果を第一次現地業務結果報告書として取りまとめ、業務内容 を C/P に報告し、承認を得る。
- ⑩ 現地業務結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。
- ① 第二次現地業務の活動計画について、C/P、プロジェクト専門家および JICA エチオピア事務所と打合せを行う。
- (3) 第一次整理業務(2024年12月中旬~2024年12月下旬)
 - ① JICA 経済開発部対して第一次現地業務結果報告書を提出し、必要に応じて 口頭で報告を行う。
 - ② 第二次現地業務の実施時期及び活動計画について、JICA 経済開発部と打合せを行う。
- (4) 第二次準備業務(2025年10月上旬~2025年11月中旬)
 - ① プロジェクト活動の進捗状況を踏まえ、第二次現地業務の実施時期及び活動計画について、プロジェクト専門家、JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所と検討する。
 - ② 第二次現地業務のワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA 経済開発部による確認の後、電子データで提出する。併せて、JICA エチオピア事務所、 C/P 機関にも電子データを送付する。

- (5) 第二次現地業務(2025年11月中旬~2025年12月中旬)
 - ① JICA エチオピア事務所へ Work Plan の説明を行う。
 - ② Work Plan に基づきプロジェクト専門家並びに C/P と現地業務期間中の業 務内容について確認する。
 - ③ エチオピア農業省内ジェンダー担当部署に農業省のジェンダー主流化に係る方針並びにジェンダー研修の最新の状況を把握する。
 - ④ プロジェクトが Ethio-SHEP パッケージに基づく研修を実施している対象 州における第 2 バッチ対象農家グループを訪問し、農家に対して聞き取り 調査を行い、第一次現地業務の際に実施された ToT 以降のジェンダー主流 化に関する活動の状況と課題を把握する。
 - ⑤ 上記③~④の調査結果に基づき、研修内容案(教材を含む)を改訂し、農業省内ジェンダー担当部署と協議、内容の確認を行う。
 - ⑥ ⑤で作成した研修内容案に基づき、2025 年 12 月上旬に予定されている第 3 バッチを対象にしたジェンダー啓発研修(ToT)実施へ向けた準備、実施 の支援を行う。
 - ⑦ ⑥の研修結果をもとに、研修カリキュラム、教材、並びに実施体制について改善点を分析するとともに、必要に応じて改定案を第二次現地業務結果報告書に盛り込む。
 - ⑧ 現地業務の結果を第二次現地業務結果報告書として取りまとめ、業務内容 を C/P に報告し、承認を得る。
 - ⑨ 現地業務結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。
- (6) 第二次整理業務(2025年12月中旬~2025年12月下旬)

JICA 経済開発部に第二次現地業務結果報告書を提出し、必要に応じて口頭で報告を行う。

【モザンビーク】

本業務従事者は、事業対象地域であるマプト市、マトラ市、ボアネ町の各地方自治体、農業・農村開発省(MADER)社会・環境保護室及びジェンダー・子ども・社会活動省(MGCAS)国家ジェンダー局のジェンダー担当官、上記各地方自治体のC/P及びプロジェクト専門家と共に、事業対象地域の農業分野におけるジェンダー主流化に係る基礎調査、MOZ-SHEPにおける同分野の今後の活動方針の提案及び教材作

成やファシリテーター育成を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務(2025年1月上旬~中旬)
 - ① 既存の JICA 報告書、他ドナー及び関連 NGO 等の報告書、モザンビーク政府 作成の関連報告書、学術論文等を参照し、モザンビークの農業分野におけるジェンダー主流化の現状と課題を把握する。また、これまでに日本が実施してきた協力(特に SHEP プロジェクトにおけるジェンダー主流化の取組み)の概要を把握・分析する。
 - ② JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所及びプロジェクト専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。具体的には、(イ)関係省庁、事業実施主体の地方自治体、ドナー及び NGO の各レベルにおけるジェンダー主流化への取組みに係る調査、(ロ) SHEP 活動実施予定農家グループを対象とした現地調査、(二) MOZ-SHEP におけるジェンダー主流化分野の今後の活動方針の提案、(ホ)第1バッチを対象に実施されるジェンダー啓発研修(ToT)の実施に向けた支援の各業務内容を整理する。
 - ③ ワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA 経済開発部による確認の後、 電子データで提出する。併せて、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関にも 電子データを送付する。
- (2) 現地業務(2025年1月中旬~2025年3月上旬)
 - 省庁レベルにおける農業分野のジェンダー主流化の取組みを調査する。
 - ② 事業対象地域レベルの地方自治体(マプト市役所、マトラ市役所、ボアネ町役場)の農業分野におけるジェンダー主流化の取組みを調査する。
 - ③ 農家グループ(SHEP 活動実施予定農家グループ)において、農村部におけるジェンダー課題を調査する。計3つの市町村で各3グループの調査を想定しており、1グループの農家数は10前後である。
 - ④ 他ドナー及び NGO が実施する農業分野の類似案件におけるジェンダー主流 化の取組みを調査する。
 - ⑤ MOZ-SHEP における、ジェンダー主流化分野の今後の活動方針(計画・実施方法・投入計画、ファシリテーター候補者)を提案する。
 - ⑥ 第1バッチを対象に実施されるジェンダー啓発研修(ToT)の実施に向けた 支援(研修カリキュラム・教材作成及びファシリテーター育成)を実施す

る。

- ⑦ JICA モザンビーク事務所及び JICA 経済開発部に現地業務結果報告(英文) を提出し、現地業務結果を報告の上、各地方自治体の C/P 機関に対する説明方針について打合せを行う。
- ⑧ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書(英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
- (3)整理業務(2025年3月上旬~2025年3月中旬) 現地業務結果報告書(和文)をJICA 経済開発部及び監督職員に報告する。

【両プロジェクト共通】

(1)全体整理業務(両プロジェクト共通の取りまとめ)(2026年1月上旬~下旬) 専門家業務完了報告書をとりまとめ、JICA 経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン(全体及び各現地業務期間時)

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の 具体的内容(案)などを記載。

- 【エチオピア】電子データ英文3部(JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ各1部)
- 【モザンビーク】電子データ英文3部(JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P機関へ各1部)
- (2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時に提出。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。 【エチオピア】

- ・電子データ英文 3 部 (JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所、C/P 機関へ 各 1 部)
- ・電子データ和文2部(JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所へ各1部)

【モザンビーク】

- ・電子データ英文3部(JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関 へ各1部)
- ・電子データ和文2部(JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所へ各1部)
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部)

2026年1月23日(金)までに提出。

業務完了報告書(和文)を、JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所、JICA モザンビーク事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した研修カリキュラム及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。また、エチオピアとモザンビークでの活動はそれぞれ別の章に分けて記載することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 7 月追記版))」の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価(月額上限額)の取扱い

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価(月額上限額)は各国ごとに「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2 報酬単価表」の「業務人月≦3.0

」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は変更ありません。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

「7.業務の内容」に記載の通り。

② 現地での業務体制

【エチオピア】

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2」のチーフアドバイザー、モニタリング・データ分析/研修、業務調整の3人のプロジェクト専門家(長期)が現地で業務に従事しています。

【モザンビーク】

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト(MOZ-SHEP)」のチーフアドバイザー/SHEP アプローチ、業務調整/研修管理、園芸栽培の 3 人のプロジェクト専門家(長期)が現地で業務に従事しています。

③ 便宜供与内容

【エチオピア】

ア) 空港送迎:可

イ) 宿舎手配:可

ウ) 車両借上げ:可

エ) 通訳傭上:なし

オ) 現地日程のアレンジ:可

カ) 執務スペースの提供:可(C/P機関の建物内にあるプロジェクト専門家 チームのデスク)

【モザンビーク】

キ) 空港送迎:可

ク) 宿舎手配:可

ケ) 車両借上げ:可

コ) 通 訳 傭 上:可(ポルトガル語—英語)

サ) 現地日程のアレンジ:可

シ) 執務スペースの提供:有予定(マトラ市役所内のプロジェクト事務所 近くに机を確保する予定ですが、現時点で確約はできないため、宿舎 での作業となる可能性もあります。)

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部から配付しますので、 edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
- ・エチオピア国「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2」詳細計画策定調査報告書・エチオピア国「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」ジェンダー運営指導調査報告書およびジェンダーToT 講義資料
- ・モザンビーク国「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト(MOZ-SHEP)」 事前評価表
- ・モザンビーク国「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト(MOZ-SHEP)」 詳細計画策定結果報告書
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト資料集」

https://www.jica.go.jp/Resource/project/ethiopia/010/materials/index.

• The project for smallholder horticulture farmer empowerment through promotion of market-oriented agriculture (Ethio-SHEP) : project completion report

https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049697.pdf

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所・JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所

と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240 308.html

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲 等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ること ができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定め られた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができま す。
- ⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上